

平成30年9月定例会

和歌山県議会追加議案

目 次

議案第136号	平成30年度和歌山県一般会計補正予算	1
議案第137号	平成30年度和歌山県営港湾施設管理特別会計補正予算	9
議案第138号	平成30年度建設事業施行に伴う市町村負担金について	13

平成30年度和歌山県一般会計補正予算

平成30年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,386,621千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ564,701,688千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費の補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債の補正」による。

平成30年9月18日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		千円 165,811,466	千円 1,515,244	千円 167,326,710
	1 地方交付税	165,811,466	1,515,244	167,326,710
7 分担金及び負担金		4,325,359	10,700	4,336,059
	2 負担金	1,268,791	10,700	1,279,491
9 国庫支出金		73,465,425	1,445,477	74,910,902
	1 国庫負担金	36,092,406	1,270,477	37,362,883
	2 国庫補助金	36,506,783	175,000	36,681,783
15 県債		72,216,600	2,415,200	74,631,800
	1 県債	72,216,600	2,415,200	74,631,800
歳入合計		559,315,067	5,386,621	564,701,688

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 26,865,941	千円 13,913	千円 26,879,854
	6 防災費	1,738,629	13,913	1,752,542
6 農林水産業費		27,952,592	408,238	28,360,830
	1 農業費	6,705,715	209,017	6,914,732
	4 林業費	6,789,857	121,933	6,911,790
	5 水産業費	3,376,542	49,500	3,426,042
	6 試験研究費	1,481,031	27,788	1,508,819
7 商工費		82,121,565	280,000	82,401,565
	1 商業費	77,168,720	280,000	77,448,720
8 土木費		80,219,071	1,767,495	81,986,566
	2 道路橋りょう費	41,204,062	300,000	41,504,062
	3 河川海岸費	16,999,428	463,500	17,462,928
	4 港湾費	6,769,748	902,500	7,672,248
	5 都市計画費	6,845,384	46,515	6,891,899
	6 住宅費	1,603,586	54,980	1,658,566
	9 警察費		28,464,394	93,874
	1 警察管理費	24,736,701	66,010	24,802,711
	2 警察活動費	3,727,693	27,864	3,755,557
10 教育費		108,485,230	383,101	108,868,331
	4 高等学校費	22,615,100	329,748	22,944,848
	5 特別支援学校費	10,280,095	22,868	10,302,963
	6 社会教育費	2,181,406	30,485	2,211,891
11 災害復旧費		8,481,327	2,440,000	10,921,327
	2 土木施設災害復旧費	6,714,880	2,440,000	9,154,880
歳 出 合 計		559,315,067	5,386,621	564,701,688

第2表 繰越明許費の補正

1 追加

款	項	事業名	金額
11 災害復旧費			4,200,000 <small>千円</small>
	2 土木施設災害復旧費		4,200,000
		土木施設災害復旧	4,000,000
		災害土木単独復旧	200,000
合 計			4,200,000

第3表 地方債の補正

1 変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共災害関連事業	千円 4,057,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成30年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
現年補助災害復旧 事業	2,033,300	以下同上	以下同上	以下同上
単独災害復旧事業	340,000			
災害緊急がけ崩れ 対策	28,000			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 4,214,500	<p>(1)借 入 先 政府、銀行又はその他</p> <p>(2)借入時期 平成30年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又は債券発行</p>	<p>%</p> <p>5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。</p>
2,762,800	以下同上	以下同上	以下同上
1,774,200			
122,000			

議案第137号

平成30年度和歌山県営港湾施設管理特別会計補正予算

平成30年度和歌山県の県営港湾施設管理特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ280,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ792,888千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成30年9月18日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 9,468	千円 144,000	千円 153,468
	1 一般会計繰入金	9,468	144,000	153,468
6 県債		-	136,000	136,000
	1 県債	-	136,000	136,000
歳入合計		512,888	280,000	792,888

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾施設管理費		千円 512,888	千円 280,000	千円 792,888
	1 港湾施設管理費	512,888	280,000	792,888
歳 出 合 計		512,888	280,000	792,888

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地方公営企業災害 復旧事業	千円 136,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成30年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。

議案第138号

平成30年度建設事業施行に伴う市町村負担金について

平成30年度において県が施行する土木その他の建設事業により利益を受ける市町から、下記により、負担金を徴収いたしたいので、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成30年9月18日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

記

事業種別	負担市町村名	事業費	負担率	負担金の額
[一般会計] (県土整備部関係)		千円		千円
災害緊急がけ崩れ対策	田辺市	75,000	事業費の 0.100	7,500
	紀美野町	25,000	〃	2,500
	かつらぎ町	2,000	〃	200
	日高川町	5,000	〃	500
	計	107,000		10,700

ただし、事業費に増減を生じた場合は、負担割合に応じて知事において負担金の額を増減することができる。

